

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・人口構造

近年の社会経済情勢の大きな変化により、人口減少・少子高齢化の加速が全国的に進むなか、本市においても人口減少に歯止めがかからず、人口（国勢調査）はピーク時の昭和 35 年（1960 年）の 37,164 人から、令和 2 年（2020 年）には 16,100 人へと大きく減少している。

また、年齢階層を見ると、年少人口及び生産年齢人口（国勢調査）の割合も、平成 17 年（2005 年）がそれぞれ 11.7%と 58.9%であったのに対し、令和 2 年（2020 年）にはそれぞれ 8.8%と 46.2%に減少しており、少子高齢化に伴う消費者数や労働力人口の減少による経済活動の停滞が懸念される状況となっている。

・産業構造

質・量ともに全国でも有数の石灰石資源を有する本市では、鉱業やセメント製造業などが盛んであり、鉱業及び土石製品製造業の売上高が全体に占める割合は、実に 3 割にも上る。さらに、これらの施設設備等の整備に関連して機械器具製造業、出荷に関連して運輸業が県平均よりも大きな割合で立地するなど、他の産業に及ぼす影響は広範かつ多大なことから、鉱工業が本市の経済を牽引しているといえる。

また、温暖な気候に恵まれた本市では、斜面を利用したミカン農業が古くから行われており、国指定の天然記念物である「尾崎小ミカン先祖木」は、樹齢 800 年を越えてなお出荷が行われる、津久見みかんの象徴である。翻って、山から海に目を向けると、マグロ漁業の基地である保戸島を有するほか、リアス海岸で天然の瀬や礁に恵まれた豊後水道での海面漁業や海面養殖業といった水産業も盛んである。

なお、近年においては、マグロやモイカ（アオリイカ）といった水産資源、イルカなどの海洋生物と触れ合える体験型施設「つくみイルカ島」、2 億 4 千万年前の宇宙塵が眠る網代島など、魅力的な地域資源を活用した観光産業の育成推進による地方創生が進められているところである。

しかしながら、第 1 次産業については就業者の高年齢化が顕著で、農家数・漁家数とも減少傾向にあるほか、第 3 次産業についても、居住人口の減少に伴い消費者数及び消費量が減少傾向にあるなか、高速道路網の発達などによる市外での購買傾向も相まって事業所数の減少がみられることから、これらの多岐にわたる諸問題に対し、実効性のある早急な対策が求められている。

- ・ 中小企業者の実態等

従業者規模別の事業所数（平成 26 年（2014 年）経済センサス基礎調査）をみると、事業所の 97.1%が従業者数 50 名未満となっており、本市経済は名実ともに中小企業によって支えられているといえる。

これらの事業所は、基幹産業である鋳工業の事業所も含め、創業からの歴史が古いものも多く、老朽化した施設設備が生産性の向上を阻害する要因の一つであると考えられる。

（２）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小事業者等に先端設備等の導入を促進することにより、事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）を高め、地域経済の好循環に繋げていく。

これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

地域経済の好循環を図るにあたっては、基幹産業である鋳工業の市場競争力の更なる強化はもとより、事業所の大半を占める第 3 次産業、そして飲食店や小売店等へ地元の食材を供給する第 1 次産業など、全ての業種において労働生産性の向上が求められる。このため、業種を問わず多様な設備投資を支援する観点から、本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

事業所の大半は本市の中心部に立地するが、鋳工業を営む事業所の立地は山間部や半島部、臨港地区など多岐にわたるため、地域経済全体の好循環を実現するためには制限を設けることは現実的ではないことから、本計画において対象となる区域は、津久見市内の全域とする。

（２）対象業種・事業

地域経済全体の好循環を実現するためには、産業を問わず幅広い業種において労働生産性の向上が必要となることから、本計画において対象となる業種は、全ての業種とする。

また、生産性向上のための取組は、業種や事業者によって多様なものとなることが想定されることから、本計画において対象となる事業は、労働生産性の伸び率が年率3%以上に資すると見込まれる全ての事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定にあたり、雇用の安定や健全な地域経済の発展の観点から、以下に該当する取組については、認定の対象としないものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取組
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反する取組
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に該当する取組
- ・ 反社会的勢力との関係が認められるもの

そのほか、市税滞納者及び市税未申告者（国民健康保険税を含む。）に係る先端設備等導入計画についても、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としないものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。